平成２１年（フ）第２９２５号
愛知県春日井市如意申町１丁目３番地９
カーサ・プリムラ101号室
債務者　坂尾　知子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０８号
三重県度会郡大紀町永会1003番地
債務者　筒井　　理
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第５２号
兵庫県篠山市郡家403―９―301　中尾竜馬方、住民票上の住所兵庫県丹波市柏原町柏原5257番地
債務者　中尾　藤一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
兵庫県篠山市真南条中358番地
債務者　田中あけみ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
兵庫県加古川市尾上町口里672番地の10
債務者　山下　　彰
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５８４号
兵庫県姫路市岡田350番地１　501、従前の住所兵庫県姫路市網干区垣内北町1586番地３向島アパート
債務者　姫設工事こと　松本　嘉郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６３５号
兵庫県神崎郡神河町寺前566―12、住民票上の住所大阪市平野区長吉川辺４丁目１番56―77号
債務者　辻　　裕久
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６４４号
兵庫県赤穂市西有年1590番地の３、従前の住所大阪市浪速区幸町２丁目３番37―201号
債務者　三村　智子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６８４号
兵庫県加古郡播磨町古宮662番地　白帆荘11号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Mプラザ加古川参番館101号
債務者　福羽　優子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２９１号
香川県高松市西春日町1407番地県営住宅23棟202号
債務者　福井加惠子（旧姓大達）
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３２０号
香川県高松市牟礼町牟礼1477番地１　グリーンダイヤ村瀬Ａ棟102号室
債務者　谷澤　和博
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３６７号
香川県高松市牟礼町牟礼2575番地28
債務者　大久保英雄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３８９号
香川県小豆郡土庄町小海甲250番地２
債務者　濵本　秀子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４８２号
香川県さぬき市志度351番地１
債務者　住友　種雪
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８５５号
福岡市中央区薬院３丁目７番６号
債務者　永江　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１５２号
福岡市博多区博多駅東１丁目４番８―101号
債務者　古川とも子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３５１号
福岡市東区多々良１丁目54―15―101
債務者　山口　幸雄
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部